

第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八号第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百十五号第六号、第三百十五号の二第四号から第六号（第二百七十二号の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六号の三第一号、第三百十七号の二第三号、第三百十九号第九号又は第三百二十号第九号（第三百八号の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二百九十四号第一号（第四号第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第四号第二項から第四項まで（これらの規定を第十一号第五項において準用する場合を除く。）及び第九号第二項（第二百二十七号第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百九十五号第二号（第二百九十九号第二項（第二百八十六号第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二百九十九号の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三十三号第一号若しくは第二号、第三十四号第一号若しくは第三号又は第三十五号第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五号、第六号、第七号第二項から第八号まで又は第八号に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第十二号から第十五号までに規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五号の二第二項に係る部分に限る。）、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪
ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

- (1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪
- (2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四号、第二百二十五号、第二百二十六号、第二百二十七号の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六号の三、第二百二十七号第一項（第二百二十五号及び第二百二十六号から第二百二十六号の三までに係る部分に限る。）、第二百二十六号の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五号の二、第二百三十六号又は第二百四十六号の二に規定する罪
- (3) 労働基準法第六十七号に規定する罪
- (4) 職業安定法第六十三号に規定する罪
- (5) 児童福祉法第六十号第一項に規定する罪

- (6) 金融商品取引法第九十七号の二第二号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪
- (7) 大麻取締法第二十四号第一項又は第二十四号の二第二項に規定する罪
- (8) 競馬法第三十号第三号に規定する罪
- (9) 自転車競技法第五十六号第二号に規定する罪

- (10) 小型自動車競走法第六十一号第二号に規定する罪
- (11) モーターボート競走法第六十五号第二号に規定する罪
- (12) 覚醒剤取締法第四十一号第一項、第四十一号の二第一項若しくは第二項、第四十一号の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一号の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

- (13) 旅券法第二十三号第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四号第一項、第七十四号の二第二項、第七十四号の四第一項、第七十四号の六の二第二項又は第七十四号の八第二項に規定する罪

- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四号第一項、第六十四号の二第一項若しくは第二項、第六十四号の三第一項若しくは第二項、第六十五号第一項若しくは第二項又は第六十六号第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

- (16) 武器等製造法第三十一号第一項、第三十一号の二第一項又は第三十一号の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八号第一項（第七号第二項に係る部分に限る。）、第十一号第二項、第十二号又は第十三号に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一号第二項若しくは第三項、第三十一号の二第一項、第三十一号の三第三項若しくは第四項、第三十一号の四第一項若しくは第二項、第三十一号の七第一項、第三十一号の八、第三十一号の九第一項、第三十一号の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一号の十三に規定する罪

- (20) 著作権法第九十九号第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五号第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
- (22) 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二号第一項に規定する罪
- (23) 貸金業法第四十七号第一号又は第二号に規定する罪

- (24) 麻薬特例法第六条第一項又は第七号に規定する罪

- (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五号第一項、第六号第一項又は第七号第六号から第八号までに規定する罪

- (26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七号（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七号の二第二項、第九号第一項から第三号まで、第十号第一項又は第十一号に規定する罪

- (27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- (28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五号第一項若しくは第二項に規定する罪

ヘ 組織的犯罪処罰法第七号、第七号の二又は第九号から第十一号までに規定する罪
四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第四百四号第一号、第四百四十一号第一号、第四百四十二号第一号、第四百四十八号第五号、第四百四十九号第一号（第十六号第三項第一号に係る部分に限る。）、又は第六百五十一号第一号、第三号若しくは第六号（第六十七号第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二十九号第一号若しくは第二号又は第三十二号第一号に規定する罪

五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十号第一号、第二号（第九号第一項及び第十号第三項に係る部分に限る。）、又は第三号（第十四号に係る部分に限る。）に規定する罪

五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三百三十八号第四号若しくは第五号又は第四百四号第二号（第

部分並びに第四条のうち、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三号、第五号、第十三号、第十六号、第十八号及び第二十三号の改正規定、第二十八号の改正規定中「限る」の下に「第三十四号ト(23)」において同じ」を加える部分、第二十九号の改正規定並びに本則に二号を加える改正規定中第三十四号に係る部分、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の施行の日

二 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第七号の改正規定、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第七号の改正規定、第三条のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第七号の改正規定及び第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第七号の改正規定、職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十五号)の施行の日

三 第一条のうち警備業の要件に関する規則第二条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分並びに第四条のうち暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改める部分及び「に規定する」を改める部分、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十四号)の施行の日

附 則 (平成二二年九月二二日国家公安

委員会規則第一五号)

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第五五号)の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年二月二二日国家公安委員会規則第一六号)

この規則は、刑法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十八号)の施行の日(平成十三年十二月二十五日)から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十三号及び第三十四号ト(11)の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十三号及び第三十四号ト(11)の改正規定、第四条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十三号及び第三十四号ト(11)の改正規定並びに第五条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十三号及び第三十四号ト(11)の改正規定は、弁護士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第四十一号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年一月七日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日(平成十四年十一月十四日)から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日国家公安委員会規則第一三三号)

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二七日国家公安委員会規則第一九号)

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年二月二六日国家公安委員会規則第二〇号)

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二七日国家公安委員会規則第三三三号)

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月二八日国家公安委員会規則第一一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二八日国家公安委員会規則第二五五号)

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の改正規定 この規則の公布の日

二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十七条の改正規定 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の施行の日(平成十六年十二月三十日)

三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定 刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日(平成十七年一月一日)

附 則 (平成一七年七月二二日国家公安委員会規則第一四四号)

この規則は、刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十六号)の施行の日(平成十七年七月十二日)から施行する。

附 則 (平成一七年九月三〇日国家公安委員会規則第一六六号)

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十二号)の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十七年十二月十日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日国家公安委員会規則第九号)

この規則は、銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第六六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二四日国家公安委員会規則第一四四号) 抄

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

(平成十七年法律第十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国家公安委員会規則第一六六号)

この規則は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二二号)

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十八年七月四日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月一日国家公安委員会規則第二二二号)

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十一号)の施行の日(平成十八年八月二十一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二二二号)

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年一月二十日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八八号)

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の改正規定 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九九号)の施行の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

附 則 (平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二二号)

この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十二号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七号第六十六号の改正

正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第十六号の改正規定は、自動車競技法及び小型自動車競技法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二六号）

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

附則（平成二〇年三月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七條に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第五十一号の次に二号を加える改正規定（第五十三号に係る部分に限る。）、第四条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条に二号を

加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、及び第五条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年一月二七日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年五月二九日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月一八日国家公安委員会規則第一〇号）抄

1 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

附則（平成二二年三月二六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附則（平成二三年三月三〇日国家公安委員会規則第三号）抄

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第三十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七條第三十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十三号の改正規定、第五条中国家

公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第三十三号の改正規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日（平成二十三年四月一日）

附則（平成二三年六月一〇日国家公安委員会規則第一〇号）抄

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。

附則（平成二三年七月六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年七月十四日）から施行する。

附則（平成二四年九月二八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二四年一〇月一七日国家公安委員会規則第二二号）

1 この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日の前日までの間は、改正後の警備業の要件に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則及び確認事務の委託の手續等に関する規則中「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七條に規定する罪」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六條に規定する罪」とする。

附則（平成二五年七月九日国家公安委員会規則第九号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月九日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二條の規定は、同法の施行の日から施行する。

附則（平成二五年一月二〇日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附則（平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号）抄

1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

附則（平成二六年七月九日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年九月一八日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附則（平成二七年九月二九日国家公安委員会規則第一五号）抄

1 この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六條第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。

一から三まで 略

四 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十九号

附則（平成二十七年十一月三日国家公安委員会規則第二〇号）抄

（施行期日）

1 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日国家公安委員会規則第三号）抄

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

附則（平成二十九年三月二四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（平成二十九年七月五日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年七月五日国家公安委員会規則第八号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年十一月二二日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

附則（令和三年十一月一八日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附則（令和四年一月二七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附則（令和四年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年九月二八日国家公安委員会規則第一七号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和四年二月二三日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、令和四年十二月二十九日から施行する。

附則（令和五年四月二八日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、競馬法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

附則（令和五年五月三一日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附則（令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

附則（令和六年二月一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。